

合 併 公 告

令和3年2月26日

債権者各位

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
株式会社ニッタバイオラボ
代表取締役社長 小田 義高

当社は、吸収合併により、令和3年4月1日を効力発生日として、新田ゼラチン株式会社（住所 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号）に権利義務全部を承継させて、同社を存続させ、当社は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、この合併は、会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

また、新田ゼラチン株式会社は当社の株式の全株式を所有しておりますので、この合併による新田ゼラチン株式会社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
2. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

掲 載 紙 官報
掲載の日付 令和2年6月19日
掲 載 頁 91頁（号外第123号）

(新田ゼラチン株式会社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以 上